

第 15 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 29 年 3 月 3 日 (金) 開会時間 午後 1 時 30 分
閉会時間 午後 3 時 54 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委員 渡辺 英機 河西 敏郎 塩澤 浩 永井 学
杉山 肇 早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

議 題 一 パブリック・コメントの意見に対する考え方について
二 議会改革検討協議会及び全員協議会での意見への対応について
三 条例案について

会議の概要 パブリック・コメントの意見に対する考え方について、委員長案の一部を修正
のうえ、次回委員長案を示すこととし、了承された。
議会改革検討協議会及び全員協議会での意見への対応について討論した。
本日までの協議を踏まえ、議会基本条例の委員長案を作成し、次回協議のうえ、
決定することとした。
次回、委員会を 3 月 13 日 午後 1 時 30 分、第 1 委員会室において開催する
こととし、閉会した。

質疑、討論

(パブリック・コメントの意見に対する考え方について)

前島委員長 第 18 条の「政務活動費」のところについて、皆様のご意見を伺いたい。

上田副委員長 パブリックコメントではいろいろな意見をいただき、大変参考にしなければい
けない意見ばかりだと思います。

いくつかありますが、私が思うのは、第 18 条、政務活動費の話なんです、
今の原案というのは、「政務調査費は議会の議員の調査研究その他活動に資するた
め、別に定めるところにより、会派及び議員に交付されるものとする。」と単に書
いてある。それはそのとおりだが、やはり、用途について透明性を高めていくと
いう精神論を基本条例の中に入れなければ、ただ単に、これがなくても、基本条
例そのものが書いてあるだけに過ぎないので。実際には公開もしているし、その
ようになっているが、そのことを、いっそうの透明性の確保をする精神論を、議
員はこれに努める。県民の意見を聞きながらということもあるわけですから、そ

れに沿っていく。この条文の中にしっかり謳うようにしたらどうか。ご協議ください。

「交付されるものとし、議員はその用途についていっそうの透明性の確保に努めるものとする」というような、こういうふうにやっていきたいと思いますという精神論を入れた方が、ここについて、今回、意見をたくさんいただいているわけですから、そうした方がよいのかなと。提案ですけれども。

小越委員 全体的な感想ですが、パブコメをせっかくやったにもかかわらずほとんど受け入れられていないことに非常に怒りを感じます。

まず、政務活動費について、私の意見を言いたいと思います。政務活動費については、このパブリックコメントや意見聴取会の際にもたくさん意見が出された。

政務活動費については、全国でも、その使い方や透明性の確保で大きな問題になっています。そのときに、後発である山梨県議会基本条例がたったこれだけで良いわけがないと思います。

例えば、私たちがこれまで議論してきた中では兵庫県や沖縄県を見本にしてきた。兵庫県では、政務活動費のところは、「交付を受けた者は、政務調査費は公務の目的に沿って適正に使用すると共にその用途を明らかにしなければならない。」と。沖縄県は、「政務調査費については用途を公開し、透明性を確保しなければならない。」こう書いてあるのが普通なんです。本当はもっと、インターネットで公開ですとか、全てと書いてもいいかもしれませんが、少なくとも、ほかの県に書かれている、「用途を公開し透明性を確保しなければならない。」これはパブリックコメントにも、皆さん、書かれていますけれども、せめてこの文言を入れなかったら、今、私たちがこの時に議会基本条例をつくと全国に向けて言っているのに、なぜここに入れなかったのかと。今、全国でこのことが注目されて問題になっているときに、なぜこれを入れないのかと言われますよ。

前文と政務活動費を県民の皆さんが一番注目しているわけであって、ここを入れなかったら、議会基本条例は県民にとってみて、何だったのかと言われると思いますよ。少なくとも「用途を公開し透明性を高める。」せめてここだけは入れるのが当然だと思います。

前島委員長 今、上田委員、小越委員から透明性のことについて話がありました。政務活動費については、本県では平成 13 年に政務活動費の条例が制定されています。そのところに、透明性のところも含めて謳っています。

山田委員 私も、これに対する解説書がつくのであれば、この条例に関してそんなにごちゃごちゃ書くことはないと思います。できれば、すっきりした中で、わかりやすい条例にするのは良いことだと思います。

基本条例でなくても、別に定めているところをしっかりと見直していくことが大事だと思うし、それをやるということが、今まで「定期的に」と書いてあったのを「2年に1度」とはっきり切った中で、長いか短いかというのはまた別問題として、しっかりと見直される機会を設けることの方が大事ではないかと、私は思います。

前島委員長 政務活動費の条例とこの条文との整合性が図られるように調整させていただきたい。

上田副委員長 政務活動費の条例に近い文言を持ってくるということでしょうか。

渡辺委員 貴重なご意見だと思います。ただ、パブコメや意見聴取会で意見を出された方々は、政務活動費の条例にどういうことが書かれているかわからないから、ここに盛りということだと思います。条例にちゃんとあるわけですから、それでよいと思います。ただ、条例の見直しは別にちゃんと考えていかないといけないと思います。

委員長がおっしゃった考え方で良いと思います。

永井委員 今の上田委員と小越委員の意見は同じようで実は違っていると思っています。たしかに別の条例があるということで、公開するという部分に関して言えば、インターネット等で公開はしていないけれども、中身を見ようと思えば見られるわけですね。その意味では、この規定があるので、上田委員が言うように、透明性を確保し、という言葉を入れても、そこはそうに謳っても、たぶんそのことを委員長はされるとおっしゃっていると思うので、私はその意見に賛成です。

早川委員 こちらの規定に書いてあるのでいらぬという考え方もあると思います。せっかく今回作るのだから、議会基本条例は、ある面では住民に対するマニフェストでもあったり、ルールを示すものなので、委員長がおっしゃるように、まったく同じことを書くことはないかもしれないが、少し姿勢を出した方が良く思う。今も透明性は確保されているのだから、書くことはマイナスではない。表現はともかく、少しは出した方が良く思います。

小越委員 私は、透明性は確保せねばならないのだと思っています。条例に書いてあるからいいじゃないかということになれば、議会基本条例なんていらなくなってしまうよ。ここに書いてあることは、他の条例に定めてあるわけですから。これは県民のみなさんに対して、これから県議会はこれからこうしていきますと宣言するべきです。

県民の皆さんは、ちゃんと透明性は確保されていないじゃないかと思っているわけです。だから政務活動費に対してこんなに意見が出るんです。

私は、しっかりと「用途を公開し、透明性を確保しなければならない。」と書かなければいけないと思います。

杉山委員 基本的に、議会基本条例というのは、基本的な理念を謳うものだと思います。

議会基本条例はいろいろな条例や規則の上位にくるものだと思います。

第 2 条第 2 項で「情報公開を積極的に推進するとともに」と謳っています。この項目がある以上は、その下位にある諸々の条例、規則等はそれにあわせていかなければいけない。それはこの次の作業なんですよ。

前島委員長 今の条文の下に、透明性の確保を高めていくという文言を入れたいと思います。次々までに入れたいと思いますので、委員長に一任をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

前島委員長 では、そうさせていただきます。

山田委員 私は、議会基本条例は理念、すっきりとわかりやすいものにすべきだと思います。

しっかりやっていくには、何年と明記した中でしっかりと検証していく必要が

あると思います。

前島委員長 山田委員の意見も尊重しながら、私にご一任をお願いしたいと思います。改革協と全体協の議員からの意見の中にも、「定期的に」という意見もありますので、この後のところで集中的に議論していただきます。

河西委員 ちょっとわからなくて。資料 1 に「意見に対する議会の考え方」というのがありますが、これは委員長なり事務局がまとめたというものでしょうか。

前島委員長 事務局の方でまとめていただいた委員長案ということです。29 条については、議員の方からも意見が出ていますので、本日の後の方で議論したいと思います。

事務局 事務局から説明させていただきます。
この後、ご協議いただきます。議会改革検討協議会と全員協議会のところで出された意見については、「資料 2」にございます。前回、ご協議いただいた部分です。それについて事務局に案を出せというところがございますので、そちらにつきましては「修正案」という形での資料がございます。「修正案」にある条文については、後ほどご協議いただくこととなりますので、パブリックコメントの中ではとばしていただきたいということでございます。後でまとめてご協議いただきたいということでございます。

前島委員長 パブリックコメントの方のご意見をいただきたいと思います。

小越委員 いくつもあるんですが、まず前文です。前文については、飯島委員からも、前文をもう少し考え直してほしいという意見が出されています。
前文のところの議会の考え方を見ますと、「様々なご意見があろうかと思いますが、議会基本条例制定にあたって山梨県議会としての考え方を示したものであり、適切な内容と考えております。何卒ご理解をお願いします。」と。「何卒ご理解をお願いします。」がずっと続くわけです。「ご理解」はたぶん県民はできないと思います。こんなにも、前文を変えた方が良くと言っているわけです。飯島委員も、私も。この中にある、「反省の上に立ち決意を」とか、「県民に開かれた議会」、「もっと厳しく反省を書くべきだ」とかということが一つも取り入れられず、「ご理解をいただきたい」ということだけでパブリックコメントの意見を蹴るというのは、何のためにパブリックコメントをしたのかということになりますので、私は、この前文について、このパブリックコメントで皆さんの意見を聞いて、「反省の上に立ち」、「県民に開かれた議会」、「改革への決意」というのをもう一度検討すべきだと思います。そうしなかったらパブリックコメントの意見が何も反映されずに、「ご理解をお願いします。」では、「それは議会で決めたことだから受け入れられません。」という姿勢では、県民にとってみれば、何のためかということになりますので、飯島委員も言っていますし、私もそうですが、前文について、もう一度、県民の皆さんからの声を聞いて作り直した方が良くと思います。

杉山委員 パブコメで来た意見は受け止めなければいけないと思います。しかし、この意見と委員会での意見の内容とが重なるんですよ。
前文について、この委員会では、当初から、時間をとって議論をしてきました。何だろうと思います。素案としてまとめたものがこの委員会としての意見かと思えます。私としては、そこに集約すべきだと思います。
パブリックコメントでそういう意見が出たということも受け止めながら、そうい

う意見も踏まえた上で、この委員会ではこの素案でまとめたのではないかと思います。

早川委員 わかりづらい語句とか文言については、もう少し通じる文章にしようということではなかったんでしょうか。

杉山委員 内容的には概ね良いんです。あとはわかりやすい表現の合意ができていないんだと思います。

小越委員の意見は、内容的にもう一度見直せということですが、そこは、この委員会では議論を尽くしたし、後は集約をして、わかりやすい表現にするということだと思っています。

前島委員長 基本的には、かなり、委員会としても時間をかけて議論をした前文であります。骨格は変えないと。ただ、改革協、全体協の中で、もっとスマートにできないかとか、もう少しわかりやすい表現にできないかといった意見が、議員からあったり、県民の方からも意見が出ているので、微調整と言うことで、骨子は変わらないけれども、文言のところを調整させていただきたい、委員長に一任願いたいと思っています。

小越委員 私は、「てにをは」を直すのではなくて、魂としての下線部の追加を希望ですよ。反省の言葉ですとか、「県議会流会の反省の上に立ち決意を新たに」と、具体的に書いてあるわけです。このように変えることもできるわけです。私は、「てにをは」ではなくて、魂ともいえる「流会の反省」、「反省の上に立った決意」というのを入れて、ぜひとも委員長案として出してほしいです。そうしないと、せっかくパブリックコメントで県民の皆さんから意見をもらって開かれた県議会をつくろうとしているのに何ら反映されず、今までと同じところで同じですよと言ったら、県民の声はどうなったのかと言われますので、せっかくここに書いてあるのだから、それを含めて検討していただきたいと思っています。

渡辺委員 前文については、何回も、先程、杉山委員がおっしゃったように、小越委員がおっしゃったことも踏まえて、皆さんで検討してこういう文が出来上がってきた。基本条例の経緯をもう一度申し上げれば、前からつくっていきこうよという動きがあって、途中で止まっていたということがあるわけです。流会があるから作ろうかということだけではなくて、これからの山梨県が、議会がどういう形で進んでいくのか、そういう思いとか決意が未来に向かっていくのが基本条例だと思う。反省を謳えば良いのかという決してそういうことではないと思います。皆さんの色々な意見でここまで決まってきました。

私は、委員長の考え、見識を信頼していますので、委員長に微調整はお任せしたいと思っています。

塩沢委員 私も渡辺委員の意見と同じ意見です。

私自身は、この前文でかなり集約してきたものなので、これでいいと思っていますところですよ。

ただ、委員長の言うように、もう少しわかりやすい字句を取り入れたりということをお任せしたいと思っています。

上田副委員長 小越委員のおっしゃることもよくわかるんですけども、前文についてはかなり議論されて、パブコメも読ませてもらった上で、骨格はこれでいいだろうと。ただ、文言が、言葉の意味がちょっと変かどうかということ意見が集約されたら

思いますので、前文は、あとは委員長にお任せしたらよいと思います。

前島委員長 一応、骨格は現状の案分でいいだろうということで。ただ、若干の微調整は委員長に一任してということによろしいでしょうか。それで進めさせていただきます。

小越委員 いくつか確認したいんですけども。反映困難というところがいくつもあります。

一つは、先程、説明がありました反問権です、4 ページ。他にも何箇所かありますけれども。4 ページに「反問権を規定することについては、現時点では議会内での意見集約が困難であるため、今後の検討課題とさせていただきます。」と。他にも何箇所か、反映困難というところでそれが出ています。それはどうして。反映困難に議会として決まったんですか。私は、この反問権は、議長が一番最初から出されていて、目玉だと思っていたんですけども。それがいつの間になくなってしまって、「現時点では議会内での意見集約が困難」というのは、どこでそう決めたのか。私は、パブコメで「反映困難」という意見を返すとしたら、この意見を出した方にとって、議会の意見集約はしたのか、どのように困難だったのか説明がないと、パブコメの意見を出した方に返す言葉にはならないと思います。

私は、別に、反問権を入れてもよいと思うんです。議長も出していましたし。なぜ反映困難なのか理由について述べていただきたいんですけども。

前島委員長 小越委員も委員の立場で議論の経過はご承知だと思いますが、議会基本条例の委員会の中で、反問権の条文がなじまない、適当ではないという意見が多く出されました。

反問権というのは執行部の立場をどうするかというもので、今、議会の条例をつくっており、反問権は執行権者の扱い方についての条文で議会の条例の条文としてはなじまないと、大方の議員がとらえています。他に事情がある訳ではありません。

全国でも 3 県ほどがこれに近いような反問権の項目を入れましたが、いずれも反省の課題にたっているとの情勢報告もいただいており、他の県は入れていない。そういうことで、今回は、執行権者は執行権者、我々議会は議会の条例に徹してつくれば良いのではないかという意見が圧倒的だったので削除させていただいたという経過です。

小越委員 この、「意見に対する議会の考え方」を読むだけでは委員長がおっしゃったことが全くわからない。反問権について議会内で意見集約なんてしました？私は反問権について意見集約があったとは思いません。

この書き方は、今の委員長の説明とは違うと思うんです。それだったら、もっとちゃんと書いてもらいたいんですけども。私は、多かったとは思っていないんですけど。どこで多かったと判断したのか私にはわかりません。

もう一つ。15 ページの第 21 条。今日もそうですが、資料が配られていません。ここのところのパブコメの意見です。「2 議会は、県民が本会議・委員会等を傍聴するにあたり、審議資料を原則配布する。」と。これに対する議会の考え方は、「反映困難」。「資料によっては公開に適さないものもあることから困難と考えております。」と。これはどういうことですか。秘密会のときなら仕方ないかもしれませんが、公開に適さない資料を本会議や委員会で議員に配って、傍聴人に配れないというのはおかしいと思います。これは大きな間違いだと思います。

「審議資料を原則配布する。」というのがなぜ反映困難なのか理由がわかりません。

- 山田委員　これは、私も、可能な限りで良いと思いますので、ぜひとも、審議資料を見せられるものは見せるという形の中で配布していただいて良いと思います。
いかにも、なんだか情報を隠しているように思われるのも本当に嫌ですし。
資料は、可能な限り配布するのが良いのではないかと、私も思います。
- 杉山委員　21条のところなんですけれども、素案を見ると、「議会は県民が会議等傍聴しや環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。」と書いてあります。基本的に、この文言で十分だと思いますし、個別の、本会議だとか委員会は、議長や委員長が仕切る訳で、そこで議長、委員長なりが判断すれば良いと、基本的に思います。21条2項でこのへんのところは担保できているのではないかと思いますけれども。
- 上田副委員長　公開を原則にしているわけだから、書き方が、「反映困難 資料によっては、公開に適さないものもあることから困難」、これは当たり前だけれども。「最大限、公開します。」と書けばそれで良いのでは。
- 河西委員　素案をみればそのように書いてあるのだから、それで良いのでは。
- 早川委員　回答の仕方をもうちょっと変えたらどうですかということですよ。
- 山田委員　この条文を見て、県民の方は、資料を配布するということが読み取れないから書いてきているので、「可能な限り配布する」と入れても良いのではないかと。
- 前島委員長　資料を全て傍聴者に配ることを小越委員は主張しているが、これは技術的に課題があって難しい問題だと私は思っています。傍聴ということは公開ですから。私はこの文言で十分だと思っています。
- 小越委員　私が最初に聞いたのは、この「反映困難」というのはどういうことですかということですよ。「反映困難」という書き方をすると、県民にとってみれば、山梨県議会は公開しないのかと読み取れてしまう。この書き方が悪いというのが一つ。どうしてこういう書き方をしたのかを聞いたんです。
同時に、山田委員もおっしゃいましたが、「原則配布」と書けば良いと思うんですけど。今、傍聴されている方々も、資料の何ページとか言われても全く分からないわけですから。それは、実効性ある確保にはならないわけですから。
- 前島委員長　「反映困難」というのが気にかかっているようなので、ちょっと訂正をしてみます。
- 山田委員　今からわかりやすく、という流れの中で、県民の皆さんは、わからないからこういう意見を出しているのだから、そこは、「可能な限り配布」とした方が丁寧ではないかと思えますけれども。
- 前島委員長　それは調整させていただきましょう。
- 杉山委員　回答の仕方は、委員長が修正されるとおっしゃったので、ここの「意見に対する議会の考え方」は修正していただければ良いと思います。
もう一つの、21条をどうするかということですよけれども、私は、この1項、2項で十分だと思います。「資料を配布する」とすれば分かりやすいのかもしれないけれども、これから先を考えたときに、資料というのは紙だけではない。これ

で十分、紙の資料とかが配布されるタームになっていると思います。
私はこれで十分だと思っています。

山田委員 今後、委員会等へ傍聴にきた方には、当然、可能な限りの資料が椅子の上に置かれていたということによろしいのでしょうか。請求しないとダメだと言うことでしょうか。

前島委員長 先程から、資料を全て出すという言い方は、非常に技術的に難しいということを行っているんです。実際問題、議員に出す資料を傍聴者に全て出すというのは不可能なんです。

いくら公開と言っても、資料については技術的に非常に難しい問題ですから、できるだけ県民サービス、傍聴サービスに努めるという範疇で、この条文で止めるべきではないかと思っています。

小越委員 だったら、今ここで傍聴人に資料を配ってもらいたいです。皆さん、聞いていても訳が分からないと思いますので。それは、今、要望しておきます。

14 ページです。「その他」というのが非常に多いんですけども、「その他」をどのように扱うのか。例えば 14 ページの 48 番、49 番。

「公聴会、参考人の制度活用については、より詳細な審議を行える委員会での活用を想定しています」、「今後の検討課題とさせていただきます。」とありますが、この次、皆さんの意見がどのように進んでいくんですか、どう検討されるんですか、どう反映されるんですか。

事務局 4 つに分類できなかったものを「その他」に入れてあります。扱いについてですが、例えば、似たような表現の場合、「反映困難」ではなくて「その他」に分類しています。

小越委員 そうしますと、例えば 49 番には、「請願人による発言の機会の保障については、現時点では議会内の意見集約が困難であるため、今後の検討課題とさせていただきます。」とありますので、これからつくる逐条解説も含めて、こういう意見が出されたので議会としてはこれを前向きに考えていくという検討課題ですか。これと同じようにとか書かれているということになりますと、第 19 条のところは違うと思うのですが。意見には、「誠実な処理」にプラスアルファで「発言の機会の保障を」と書いたらどうかとあるわけだから、「意見が反映されていくこともある」というように。

前島委員長 それはないですね。

小越委員 それでは事務局の説明と違うじゃないですか。

前島委員長 事務局の解説はちょっと訂正する必要があると思います。

自治法に書かれている請願について、皆さんには勉強しておいてほしいのですが、請願は、県民の代表である議員を通じて提出され、審議することが原則なんです。

議員がその請願の趣旨を意見として述べてその請願を採択してほしいとすることはできるが、一般の方が、請願人が議会に来て発言をするというのは、現状、極めて難しい。その点をご理解いただきたい。

公聴会などとはちょっと違います。

- 小越委員 事務局と委員長の発言が違います。どうなんですか。
それでは、反映困難という意味ではないんですか。説明が違いますよ。
今の委員長の説明だと「反映困難」ということになります。全然違うではありませんか。どちらを書くのですか。
- 前島委員長 事務局の発言は違う。
- 小越委員 反映困難というのはいりませんよ。他の議会でも請願人が意見陳述しています。それが、どうして山梨県議会だけ県議会が決めればよいということになるのですか。
「誠実な処理」と書く以上、その次に「発言の機会の保障」を入れるのは当然であって、これを反映困難とするのには納得が行きません。
- 杉山委員 この条項が盛り込まれた基本条例が通れば、委員会条例等は、それに則って、改正すべきところは改正するということだと思います。
必ず請願人に発言の機会を与えなければならないのではなく、必要があると判断すれば委員長の判断として説明を求める機会をつくるとするなど、委員会条例などの改正について改革協などで検討していただいて、条例、規則等を変えていくということだと思います。
- 前島委員長 今、杉山委員から発言があったように、今の内容で十分意に沿っていると思います。ご理解いただきたいと思います。
- 小越委員 委員長の意見は「反映困難」という意味なのですか。「その他」のこの文章でいくんですか。
反映困難にするのか。
- 前島委員長 ここの「意見に対する議会の考え方」については、十分精査しきれなかった部分ではある。訂正していく。
「提出された請願及び陳情を県民による政策提言ととらえた誠実な処理」という文言でご賛成をいただいて、まとめさせていただきたい。
パブコメについても調整をして文言を検討する。
- 山田委員 この条項に、委員長のおっしゃる意味が込められているということは、ここに出席している方にはわかりますが、そうでない方にはわかりませんので、逐条解説などで詳しく解説していただければ私も理解できますけれども。
- 前島委員長 そんなことをご理解いただきたい。
- 小越委員 7 ページです。私はこれを入れた方が良く思うのですが、24 番の「意見の内容」に「5」とある部分です。「議長・副議長の任期は格段の理由がない限り議員の任期とする。」「意見に対する議会の考え方」には、「議長及び副議長の任期については、地方自治法に規定されていることから、議会基本条例で改めて規定する必要はないと考えています。」と書いてありますが、江藤先生もおっしゃっていましたが、山梨県議会では、議長が123代と、かなり代数がっていると。現実はそのなんです。たらい回しだとか県民に言われていまして、「格段の理由がない限り」とか「原則として」とか「努力するもの」とした方が、議長の権限も強くなるし、議長がどういう立場の人なのか県民にとって明らかになるので、私はこの一文を入れた方が県民にとってみれば県議会は頑張るのだなとわかると思う

ので、私は、「議長、副議長は任期を務める努力をするものとする。」と議会の総意として、目標として書いた方が良くと思います。

前島委員長 自治法で、議長、副議長の任期は議員の任期となっているんです。ただ、一身上の都合でやめる場合にはどうにもならないことです。

また、不信任案が出て本人がやめないとすればどうにもならないことです。自治法に定められていますので改めて規定する必要はないということです。

小越委員 18 から 19 ページの、新たに付け加えてくれというところの 75 番です。「『文書による質問』条項の新設」です。これに対して、「質疑質問については、議員間の申し合わせにより決めております。」で反映困難としています。また、76 番の「『議会報告会』条項の新設」についても、「第 4 章に規定した趣旨を踏まえた中で、議会としての説明責任を十分果たせるよう努めて参ります。」で反映困難としています。これらがどうして反映困難になっているのか聞かせてください。

事務局 まず、「文書による質問」条項の件です。これは、三重県議会で平成 24 年に始めた制度です。三重県議会ではこの年に議会を通年開催に変え、休会の期間が出てきたと。休会中に突発的な事案が出てその時でないと対応できないような質問がある場合に方法がないため、「文書による質問」が生まれてきたとのことです。

三重県議会の場合、文書による質問ができるのは、休会中のみ 1 議員当たり 1 回だけできるという決まりになっています。タイムリーなものでないとできないということです。三重県議会では、これまでに 7 件の質問があったとのことです。三重県議会によると、通年開催での必要性から生まれて制度とのことで、本県議会の場合、現時点ではこのような回答といたしました。

もう一つの、議会報告会の関係ですけれども、まだ十分な議論がなされていないので、現時点では反映困難とせざるを得ないということで、反映困難といたしました。

小越委員 文書による質問のところは、その説明と「質疑質問については、議員間の申し合わせにより決めております」というのが噛み合っていないと思っています。質問する機会を多くするように努力するとか、文書による質問は、国会にも質問主意書とかありますのでやった方が良くと思っています。この反映困難のところの説明ではちょっとわからないと思います。

「議会報告会」のところについて、意見で、第 4 章には、「どれも具体的な手法についての言及がなく議会の意気込みが感じられません。」と書かれているわけです。その返事として、意見に対する議会の考え方に記載されている内容と今の説明とではちょっと違うと思うんですけれども。今の説明だと「今後の検討課題です。」ではないんですか。

事務局 今のは説明不足だったと思います。

議会報告会については、まだ議論にも至っていない段階での「議会報告会」の新設というご意見でしたので、反映困難といたしました。

前島委員長 パブリックコメントの関係につきましては以上とさせていただきます。暫時休憩いたします。

【休 憩】

前島委員長 再開いたします。

パブリックコメントの意見に対する考え方については、あと、委員長において微調整し取りまとめさせていただき、次回、皆様にお聞きしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

前島委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

(議会改革検討協議会及び全員協議会での意見への対応について)

前島委員長　修正案の 5 条について、いかがでしょうか。

山田委員　所信というのが思いの丈を述べるというのであれば、私はこれで良いと思います。

また、「選挙に先立ち」という文言を入れていただいておりますので良いと思います。

ただ、1 箇所。「議長又は副議長の選出にあたり」とありますが、なぜ「又は」にしてあるのかわかりません。これではどちらかはしなくて良いということになる。

前島委員長　議長及びですね。間違いです。直しましょう。

杉山委員　私も修正案の文書はそれで良いと思います。

1 つ。修正前の文書の最後のところ。「その手続きは別に定めるものとする」というところが抜けているのですが、それが抜けることによって、修正後の文言で具体的にどのようにしていくのか。例えば、議場でやるのか、全協の場でやるのかわからないわけですね。どのような考え方ですか。

事務局　当然やることですので、記述しないのが一般的だということで削除しました。また、自治法上、公職選挙法の立候補制のところの準用規定がないということで、議場において行うのはあまり好ましくないとの見解があります。実際、立候補制でやっているところでも、議場ではなく全員協議会の中で所信表明を行っています。

前島委員長　別に定めるとしたのは、議会運営委員会において手続きを行うという内容なんです。

候補者が所信を述べる日程、スケジュール等は議会運営委員会で決めていくものですから、そのことを想定して、別に定めるといいう言い方をしたわけです。詳細は議会運営委員会で決定するというのが良い。

杉山委員がおっしゃるように、「別に定める」という文言は入れておいた方が良いでしょう。

山田委員　委員長がおっしゃるように、「手続きは別に定めるものとする」という文言は入れておいた方が、当然良いと思います。段々縮小解釈をされてしまって、小さいところで所信表明をすればよいのかというような話になっていってしまいますので、これを入れて、そこでしっかりと決めていただいた方が良いでしょう。

前島委員長　それでは、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

前島委員長　それでは、そういたします。
次に、第 9 条の方に入らせていただきます。

杉山委員　全く異議はないんですが、確認として、その他の地方議会の中には、海外の地方議会も含める逐条解説にしてほしいと思います。

前島委員長　次に、33 条について。

(「異議なし」の声あり)

前島委員長　それでは、33 条はこれで。
29 条の「推進」から下を全面改正しました。
「2 年ごと」についてはいろいろと議論があった経過がありまして、皆様方のご意見をお願いします。

上田副委員長　ここについては、議会改革検討協議会があるからいいのではないかと、とのもとで、定期的にとすればよいのではないかとこの意見で、それもわかるにはわかるんですけども、やはり今回の事態が起こってしまったことを繰り返さないために、縛りをつけましょうということで、ちゃんとやりますという意思表示をしようということで、ここはやはり、定期的にといい方ではなくて、何年に 1 回というようにちゃんと決めてやっていく。2 年ごとなら 2 年ごとに検討組織を設置し検討していくとはっきり打ち出した方が、議会基本条例をつくることにした一つの肝ですから、打ち出すということで方向付けた方がよいと思います。

山田委員　私も上田委員の意見に賛成でありまして、修正案になると誰が検証するのかということになるので、検証組織を作るといようなこともしっかりと謳って、きっちりと検証ができるようにするためにも、ここはちゃんとした記述を入れた方がよいと思います。

永井委員　前回いろいろな議論があった中でこういう形になったわけです。やはり定期的にといってやらないこともあるので、2 年ごとを一応入れておいて。ただ、思うのは、検討組織を設置することとし、とありますが、今、改革協があるので、2 年ごとに改革協で話しをしてもらうという形にした方がよいと思う。

河西委員　組織としては改革協があります。
この部分は改革協も議運も絡んでくるので、改革協にもう一度投げ返してみたらどうかと思います。

小越委員　確認なんですが、先程のパブリックコメントのところの 16 ページの返事には、「常設の機関として、議会改革検討協議会が設置されていることから、議会改革について定期的に検証することと修正しました。」と、17 ページには「また、検討組織については、常設の機関として、議会改革検討協議会が設置されていることから、議会改革について定期的に検証することと修正しました。」と書いてありますが、こちらの方の修正案には、議会改革検討協議会という文言が一つもありません。この「議会改革検討協議会」はどこにいったのか。パブコメの「意見に対する議会の考え方」と合っていないんですけど、説明をお願いします。

- 前島委員長 2年ごとに検討組織を設置するという文言でまとめており、どちらも対象になるということで、ご理解いただきたい。
- 渡辺委員 議会改革検討協議会は既にありますが、検討組織はありません。これはどのように設置するんですか。どういう手続で、どういう段取りで設置するんですか。
- 前島委員長 改めて決めなくてはいけない。いずれにしても検討組織をつくらなくてはいけない。
- 山田委員 その検討組織はだれがつくるのかという話をしていると思うんですが。
- 前島委員長 議長です。
- 小越委員 私は、今、話を聞いていて、このパブコメの回答を見てはたと思ったんですけど、パブコメの意見と修正案が合わないんです。この検討組織というのがどこかにいってしまっている。パブコメの意見をどうするのか説明していただきたい。
- 事務局 もともと議会改革に対する検討組織というのは、議会改革検討協議会があります。それは常設でありますので、こちらが、随時、検討を行える状態にあります。そちらの方で検証が行えるものと考えています。2年ごとという部分ですけども、ここについては、定期的ということで十分だと考えています。といいますのも、常設の改革協がありますので、そちらで随時検討すればよい話です。2年ごととあらためて書く必要はないということで、そのように変えたところです。検証する組織としては改革協だろうと考えておりまして、そのように条文を変更いたしました。
- 前島委員長 検証する組織を議会改革検討協議会に固定化しない方がよい。いずれにしても検証組織をつくってやるとした方がよい。基本条例は全ての議員のものなので、検討組織のつくり方については色々な意見が出るかもしれない。いずれにしても検証組織がないと2年ごとの検証ができない。弾力的な意味でこれを書いています。
- 上田副委員長 提案ですが、「2年ごとに検証するものとし、」とし、「その方法については別途定める。」などとすればよい。そういう形にしたらどうでしょうか。
- 渡辺委員 2年よりも定期的の方がむしろ頻繁に開けるのではないかと思い、「定期的」という文言を使ったが、むしろしほりかけた方が検討されるのではないかというのであれば、それはそれで2年でも良いと思うんです。検証組織についても、少し柔軟性があった方がよいと思います。どういう形で文言にしていくかが大事なのではないでしょうか。
- 小越委員 ようやく話が見えてきた気がしました。毎年、少なくとも2年に一度は、議員全員が議会改革のことを考えましょう、という縛りかけた方がよいと思います。
- 前島委員長 必ずしも全てが小越委員の言うようになるとは限りませんが、少なくとも、2年で縛ることは確認できましたので、文言の微調整は委員長に一任していただく

ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小越委員 ということは、パブコメの回答も変わるということですね。

前島委員長 そのとおりです。

早川委員 資料 2 の一番上のところです。逐条解説を作っていくというのはこれで良いんです。そのメンバーには新たなメンバーも含める方が良いと思います。

前島委員長 早川委員から意見をいただきました、そういう形で修正いたします。

小越委員 次回はどうなるのでしょうか。
まさかパブコメの回答をそのまま出すわけではないですよ。それは、次回、確認してから出すんですよ。
次、どうするのが教えてください。

前島委員長 私に一任していただいて、文言等を整理して、条例案についての委員長案を次回の委員会で示し、十分ご協議いただいて決定させてもらいたいと思います。
よろしいでしょうか。

山田委員 今、次回が最終の委員会とおっしゃっていますので、次回は重要な委員会になると思います。できれば委員長案を前もって提出していただき、前もって見た上で次回に臨ませていただきたいのですが、その点は大丈夫でしょうか。

前島委員長 その点につきましては、遅くとも 2 日前までには各会派に出させていただきます。
よろしいですか。

塩沢委員 このパブコメの中にいろいろなコメントが入っていますが、条文の中の文言にいろいろな意味が含まれているということで、そういったことも考慮してやっていかないと、例えば、なんでもかんでも反映困難ということではなくてこの文言には意味として十分に入っているのだというようなことの中も、少し検討していただきたいと思います。

小越委員 それで、次回、(委員長案が)出てきたときに、私はもしかすると賛成できない可能性もあります。その場合、総意にならないかもしれません。最終的には採決していただきたいと思います。

前島委員長 ここでは採決ということは行いません。
現状の状態で最大公約としたい。

小越委員 私には納得のできないものもあります。委員会の総意ということで私も賛成というのは本意ではありません。それには私は反対ですということをはっきり言わないと、私も責任を持ってませんので。私がそう思ったということをはっきり言ってください。反対の人もいたということをはっきり言っていないと。お願いします。

前島委員長 13 日に改めてお話をし、採決をするか最大公約でいくかは、当日、ご相談

させていただくということでもよろしく申し上げます。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松